

# わたしたちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでよりよく していこうという想いを共有して行動するための条例（素案） （（仮称）市民活動推進条例素案）について

## 1 条例制定の目的

多様化する地域課題の解決や、基本計画に掲げる個性豊かで活力ある地域社会の達成のため、市民力・地域力を高めるための意識向上や、地域での様々な活動の活性化、多様な主体が繋がることのできる環境づくり等に向けた具体的施策を更に推進していくためのきっかけとするものです。

多様化する地域課題を解決し、個性豊かで活力ある地域社会を達成するためには、行政による一方的なサービスの提供だけではなく、NPO等による市民活動や地縁組織による地域活動、企業のビジネス活動など地域での様々な活動が相互作用し、最大限の効果を発揮していくことが必要であると考えます。

## 2 条例制定までの取り組み

市民活動団体の方々などを委員とした（仮称）市民活動推進条例検討会を設置し、条例素案について検討を重ねてきました。意見公募手続条例に基づく意見募集を昨年11月に実施したところ、多くの方からご意見をいただきました。いただいたご意見や条例検討会の意見を受け、具体的施策等の指針の内容についても検討した上で条例素案を見直しました。

- ・（仮称）市民活動推進条例検討会

（開催：平成28年5月30日～平成29年5月29日（17回） 委員：17人）

- ・未来創造シンポジウム（開催：平成28年7月9日 参加者：102人）
- ・職員ワークショップ（開催：平成28年6月2日、6月9日 参加者：65人）
- ・市民ワークショップ（開催：平成29年7月12日、7月18日 参加者：37人）
- ・パブリックコメント実施（期間：平成28年11月1日～11月30日 意見：57人90件）

## 3 条例名称について

条例検討会で市民が中心となって検討してきた条例の理念を、市民の言葉で市民に伝えていきたいという思いから、「わたしたちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでよりよくしていこうという想いを共有して行動するための条例」という条例名称が条例検討会によって提案されました。

様々な地域の課題（こと）に対して、人任せにせず、自分のこととして関心を持ち、その課題を自ら解決していこうとすること、また自分だけではなく課題を感じている人に寄り添い、共感し、協力し合うこと、そういった一人ひとりの「ジブンゴト」の行動（ことを起こすこと）によってまちが創られる＝市民が主役となるまちにしていこうという条例の理念を表したものです。また、物質的な「もの」に対して、経験や体験、思いなど形がなく目に見えない価値としての「こと」を生み出していこうという意味があります。

## 4 条例の概要

### (1) 基本理念

次の3点を基本理念として定めます。

- 一人ひとりがまちをつくっていく主人公として、自らができることを行う
- 人を育てることでまちが育つ、子どもも大人も共に育ち、共に学び合う
- お互いの特性を生かし、協力して鎌倉のまちをつくっていく

### (2) 指針の策定

市民活動及び協働の推進についての環境整備や支援のための指針を策定します。

### (3) 市の責務

市は施策を実施するほか、市職員に対して鎌倉のまちに関わる一員としての自覚を促し、市職員がまちを創ることに積極的に関わるようにします。

### (4) 広報及び啓発

市は、市民と協力して条例の趣旨について広めていきます。

### (5) 附属機関の設置

市長からの諮問に応じて調査審議する附属機関を設置します。指針の見直し等進行管理を行うほか、附属機関から市長への意見を述べるができるものとし、ます。

委員は、学識経験を有する者、知識経験を有する者、鎌倉のまちのために活動する団体が推薦する者、公共的団体が推薦する者、市民、市職員（市民活動及び協働を所管する部長）で構成し、人数は15人以内とします。